証券コード　６０８１
平成30年３月13日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
アライドアーキテクツ株式会社
代表取締役社長　中　村　壮　秀

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年３月29日（木曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年３月30日（金曜日）午前10時（午前９時開場）

２．場　　所　東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 ウノサワ東急ビル３階
アライドアーキテクツ株式会社 本社会議室

３．目的事項

報告事項
１．第13期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第13期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役５名選任の件

第２号議案　会計監査人選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.aainc.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などの影響を受け、緩やかな回復基調が続いております。一方、海外経済においては、北朝鮮情勢をめぐる地政学リスクなどにより、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが事業を展開するインターネット領域においては、消費者の日常生活においてスマートフォンや多機能端末等が普及し、さまざまなソーシャルメディアの利用時間が増加する中で、企業のマーケティング及び販売促進活動におけるソーシャルメディア活用の重要性は益々高まっております。また、ビッグデータ技術やアドテクノロジーの発展により、消費者にとってより有用性の高いコンテンツや情報提供の可能性が広がり、ソーシャルメディアの活用範囲はさらなる拡大を続けていくと見込まれます。

このような環境において、当社グループでは各種サービスの機能拡充や営業体制の見直しに加え、SNSマーケティングに関するSaaS（Software as a Serviceの略称。以下同じ。）型プロダクトと各種ソリューションのクロスセル等により、顧客企業の総合的なソーシャルメディアマーケティング支援に取り組んでまいりました。

また、シンガポール子会社であるReFUEL4 Pte. LTD.においては、広告クリエイティブに特化したグローバルプラットフォーム「ReFUEL4®」のさらなる事業拡大のため、サービスのリニューアルや営業拠点の新設等の先行投資を実施いたしました。その結果、「ReFUEL4®」はサブスクリプションモデルとして確立したものの、当初の計画よりも投資規模及び投資期間を拡張したことから、前連結会計年度比で費用が増加いたしました。また、利益率の低いSNS広告事業の非注力化を早めたことにより、前連結会計年度比で売上高が大きく減少する結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は5,606,774千円（前連結会計年度比6.6%減）、営業損失は57,445千円（前連結会計年度は営業利益294,959千円）、経常損失は150,449千円（前連結会計年度は経常利益273,978千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,575千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益236,339千円）となりました。

⑵ 資金調達の状況

当社は、平成29年５月19日付の当社取締役会の決議により、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当てによる第12回乃至第15回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）を発行し、当連結会計年度中に本新株予約権の一部が行使されたことにより、当社グループの所要資金として374,407千円の資金調達がなされました。

今後もさらなる事業拡大を継続して行うために、既存事業の成長に加え、M&A及び資本・業務提携の実施による非連続的な成長を行い、企業価値の増加をこれまで以上に追求していきたいと考えております。主なM&A及び資本・業務提携の対象先の選定に当たっては、以下の切り口を想定しております。

① SNSマーケティングと組み合わせることで、より高い付加価値提供を期待できる、マーケティング等のサービス提供会社
② 当社のソーシャルテクノロジーにおける知見及び経営支援を通じて企業価値の向上が期待できる、消費者向けのユニークな商品又はビジネスモデルを保有している会社
③ 強固な顧客基盤を有する会社で、当社サービスとのシナジーが高く、顧客企業への拡販が期待できる広告代理店等

このような投資機会は今後も数多く存在すると考えられることから、機動的かつ幅広い投資を実現するため、M&A及び資本・業務提携に必要な資金を確保し、当社の財務基盤を強化することを目的として、本新株予約権の発行を決定いたしました。

過去のM&A及び資本・業務提携については、当社事業との高いシナジー効果が期待できるものの、比較的小規模に留まっておりましたが、本資金調達で調達した資金を用いて、当社成長段階に応じた規模の投資を行ってまいります。

（注）１．第12回乃至第15回新株予約権には行使許可条項が付されており、ドイツ銀行ロンドン支店は当社による行使許可なくして本新株予約権の行使ができない仕組みになっております。

２．第12回新株予約権は、行使価額修正条項が付されており、当該修正条項に基づき、株価状況に応じて機動的に資金調達を行うことを目的としております。なお、当該修正条項の詳細につきましては、「３．⑶その他新株予約権等の状況」をご覧ください。

３．第13回乃至第15回新株予約権は、それぞれ行使価額が1,500円、1,800円及び2,200円に固定されており、これらは当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して設定した目標株価（ターゲット株価）です。3パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）することを企図しております。ターゲット・イシュー・プログラムは、現状対比高い株価でのみ希薄化が生じる観点から、既存株主の利益に配慮したものであると同時に、当社にとって現状株価対比でより有利な価格で調達が可能です。また、ターゲット株価を段階的に設定することで、当社が目指す企業価値の向上プロセスを明確化するとともに、当社の中長期的な業績や企業価値の向上とそれらに応じた資金調達を組み合わせることができるスキームとなっております。

⑶ 重要な企業再編等の状況

当社は、平成29年３月31日付で、当社の植物特化型のSNSプラットフォーム「GreenSnap（グリーンスナップ）」の運営事業について会社分割（簡易新設分割）によりGreenSnap株式会社（以下「GreenSnap社」）を設立するとともに、平成29年５月９日付で、GreenSnap社を株式交換完全子会社とし、株式会社大都（以下「大都」）を株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行っております。

なお、当社は、本株式交換により、大都株式の10.0%を取得しております。

⑷ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (平成26年12月期)	第 11 期 (平成27年12月期)	第 12 期 (平成28年12月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売　上　高(千円)	2,163,683	2,583,729	6,004,576	5,606,774
経常利益又は経常損失(△)(千円)	219,802	△365,104	273,978	△150,449
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	119,867	△418,779	236,339	△1,575
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	9.32	△32.44	18.12	△0.12
総　資　産(千円)	1,897,369	1,534,251	3,315,123	3,300,154
純　資　産(千円)	1,509,263	1,098,940	1,348,320	1,797,031
1株当たり純資産額(円)	117.09	84.65	102.14	129.06

(注)当社は、平成29年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期期首に当該分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (平成26年12月期)	第 11 期 (平成27年12月期)	第 12 期 (平成28年12月期)	第 13 期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売　上　高(千円)	2,131,016	1,989,041	2,859,409	3,053,839
経常利益又は経常損失(△)(千円)	239,025	△164,482	256,610	119,706
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	139,091	△217,735	218,972	262,536
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	10.82	△16.87	16.79	19.33
総　資　産(千円)	1,910,562	1,563,958	2,979,533	3,471,743
純　資　産(千円)	1,525,522	1,318,234	1,542,971	2,241,073
1株当たり純資産額(円)	118.35	101.55	116.89	161.03

(注)当社は、平成29年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期期首に当該分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑸ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ＲｅＦＵＥＬ４Ｐｔｅ．ＬＴＤ．	588千米ﾄﾞﾙ	98.7%	ソーシャルメディアマーケティング支援事業

⑹ 対処すべき課題

インターネット市場は、技術進歩が非常に速く、また市場が拡大する中でサービスも多様化が求められます。その中でも、当社グループは、ソーシャルメディアの可能性に早くから注目し、普及の一端を担ってまいりましたが、ソーシャルメディアマーケティング市場は、急速に成長しているステージにあり、そのマーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。当社グループは、上記の環境を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

①サービスの差別化、競合優位性の確立

当社グループは、ソーシャルメディアに特化した事業を行っており、サービス内容の差別化及び競合優位性の確立が当社グループの発展に不可欠であると認識しておりますが、そのためには、当社グループの提供するサービスの機能強化、ユーザビリティの向上、知名度の向上が重要であると考えております。

サービスの機能強化に関しましては、当社グループが持つ技術力及び企画力等を活かしたクオリティの高い機能をリリースする方針であります。

知名度の向上については、費用対効果を慎重に検討の上、積極的な広告・広報活動を推進することにより、ブランド力、認知度の向上を図る方針であります。

②開発体制の構築

インターネット業界の技術革新のスピードは、非常に速く、またソーシャルメディアマーケティング市場では、新たなサービスや競合他社が続々と現れ、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のためには、迅速な開発体制の構築が不可欠となります。当社グループは、これらを実現するために、社内エンジニアの技術向上、社外からの優秀なエンジニアの採用が特に重要であると考えております。

具体的には、当社グループでは、定期的にエンジニア向けセミナーや勉強会を開催し、社内向けとしては、最先端の技術動向のキャッチアップと技術力の向上を図り、同時に、社外向けとしては、当社グループの開発力を業界に対してアピールするとともに、優秀なエンジニアの採用を図ってまいります。

③営業力の強化

当社グループは新卒採用及び中途採用からなる管理体制の構築に注力してまいりましたが、今後は生産性の向上等に注力する方針であります。

具体的には、教育研修制度の拡充、営業ツールやマニュアル等の整備、外部ノウハウの活用、また、既存営業人員の育成と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図ってまいります。

④内部管理体制の強化について

現在、当社グループは成長期にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

このため、当社グループといたしましては、コーポレート業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

具体的には、顧客要望の管理やクレーム管理を強化し顧客満足を高め、業務上のリスクを把握して社内教育に努めコンプライアンス体制の強化を図ることにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行っていく方針であります。

これらの課題に対処するため、事業規模や必要な人材に応じた採用を適時に行い、着実に組織体制の整備を進めてまいります。

⑺ **主要な事業内容**（平成29年12月31日現在）

事業区分		事業内容
ソーシャルメディア マーケティング支援事業		顧客企業に対し、ソーシャルメディアを利用したプロモーションやマーケティング活動を総合的に支援する事業
	SNS関連サービス	「モニプラ」の提供を含む、ソーシャルメディアを活用したマーケティング支援業務等の提供
	SNS広告サービス	ソーシャルメディア向けの広告出稿代行業務等の提供
	ReFUEL4サービス	「ReFUEL4®」の提供等

⑻ **主要な営業所**（平成29年12月31日現在）

本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

⑼ **使用人の状況**（平成29年12月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
216名	47名増

（注）使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
144名	3名減

（注）使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

⑽ **主要な借入先の状況**（平成29年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	262,100千円
株式会社りそな銀行	230,004
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	225,017
日本生命保険相互会社	58,500

⑾ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成29年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　28,800,000株

⑵ **発行済株式の総数**　13,909,500株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は688,500株増加しております。

⑶ **株主数**　3,477名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
中村壮秀	5,151,500株	37.0%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	806,100	5.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	654,800	4.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	649,100	4.6
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS－MARGIN（CASHPB）	545,500	3.9
株式会社アイスタイルキャピタル	339,800	2.4
西田貴一	275,000	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	269,800	1.9
名手研悟	130,000	0.9
福岡裕高	113,000	0.8

（注）持株比率は、発行済株式総数から自己株式数（23,544株）を控除して算出しております。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年12月31日現在）

		第９回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		平成26年９月17日	平成27年11月13日
新株予約権の数		400個	400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１		普通株式　120,000株 （新株予約権１個につき300株）	普通株式　120,000株 （新株予約権１個につき300株）
新株予約権の払込金額		本新株予約権１個当たりの発行価額は、100円とする	本新株予約権１個当たりの発行価額は、100円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）１		新株予約権１個当たり 168,300円 （１株当たり　561円）	新株予約権１個当たり 62,100円 （１株当たり　207円）
権利行使期間		平成26年10月22日から 平成33年10月21日まで	平成29年４月１日から 平成33年10月21日まで
行使の条件		（注）２	（注）３
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　400個 目的となる株式数　120,000株 保有者数　２名	新株予約権の数　400個 目的となる株式数　120,000株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

		第11回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日		平成28年11月10日	平成29年11月13日
新株予約権の数		350個	450個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1		普通株式 105,000株 （新株予約権1個につき300株）	普通株式 45,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		本新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする	本新株予約権1個当たりの発行価額は、500円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）1		新株予約権1個当たり 212,700円 （1株当たり 709円）	新株予約権1個当たり 90,600円 （1株当たり 906円）
権利行使期間		平成30年4月1日から平成37年1月12日まで	平成31年4月1日から平成38年11月29日まで
行使の条件		（注）3	（注）4
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 350個 目的となる株式数 105,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 450個 目的となる株式数 45,000株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）1．当社は、平成29年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整後の内容となっております。

2．新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

⑴新株予約権者は権利行使時において、取締役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。

⑵新株予約権者は、新株予約権の譲渡又は質入その他の処分はできないものとする。

⑶新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

⑷その他の条件は「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3．新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。
⑴新株予約権者は権利行使時まで継続して、取締役、監査役または従業員であることを要する。
⑵新株予約権者は、新株予約権の譲渡又は質入その他の処分はできないものとする。
⑶新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。
⑷その他の条件は「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4．新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。
⑴新株予約権者は権利行使時まで継続して、取締役または従業員であることを要する。
⑵新株予約権者は、新株予約権の譲渡又は質入その他の処分はできないものとする。
⑶新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。
⑷その他の条件は「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第11回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日		平成28年11月10日	平成29年11月13日
新株予約権の数		1,400個	2,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1		普通株式 420,000株 （新株予約権1個につき 300株）	普通株式 240,000株 （新株予約権1個につき 100株）
新株予約権の払込金額		本新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする	本新株予約権1個当たりの発行価額は、500円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）1		新株予約権1個当たり 212,700円 （1株当たり 709円）	新株予約権1個当たり 90,600円 （1株当たり 906円）
権利行使期間		平成30年4月1日から 平成37年1月12日まで	平成31年4月1日から 平成38年11月29日まで
行使の条件		（注）2	（注）3
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 1,020個 目的となる株式数 306,000株 交付者数 38名	新株予約権の数 1,950個 目的となる株式数 195,000株 交付者数 37名

（注）１．当社は、平成29年７月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整後の内容となっております。

２．新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

⑴新株予約権者は権利行使時まで継続して、取締役、監査役または従業員であることを要する。

⑵新株予約権者は、新株予約権の譲渡又は質入その他の処分はできないものとする。

⑶新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

⑷その他の条件は「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

３．新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

⑴新株予約権者は権利行使時まで継続して、取締役または従業員であることを要する。

⑵新株予約権者は、新株予約権の譲渡又は質入その他の処分はできないものとする。

⑶新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

⑷その他の条件は「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑶ その他新株予約権等の状況

平成29年5月19日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第１２回新株予約権	第１３回新株予約権
発行決議日	平成29年５月19日	平成29年５月19日
新株予約権の数	2,000個	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１	普通株式　600,000株 （新株予約権１個につき300株）	普通株式　600,000株 （新株予約権１個につき300株）
新株予約権の払込金額	本新株予約権１個当たりの発行価額は、752円とする	本新株予約権１個当たりの発行価額は、530円とする
新株予約権の払込期日	平成29年６月５日	平成29年６月５日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）１、２	新株予約権１個当たり 371,100円 （１株当たり　1,237円）	新株予約権１個当たり 450,000円 （１株当たり　1,500円）
権利行使期間	平成29年６月６日から 平成32年６月５日まで	平成29年６月６日から 平成32年６月５日まで
行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。	
割当先	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をドイツ銀行ロンドン支店に割当てた。	

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
発行決議日	平成29年5月19日	平成29年5月19日
新株予約権の数	2,000個	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1	普通株式　600,000株 （新株予約権1個につき300株）	普通株式　600,000株 （新株予約権1個につき300株）
新株予約権の払込金額	本新株予約権1個当たりの発行価額は、291円とする	本新株予約権1個当たりの発行価額は、80円とする
新株予約権の払込期日	平成29年6月5日	平成29年6月5日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）1、2	新株予約権1個当たり 540,000円 （1株当たり　1,800円）	新株予約権1個当たり 660,000円 （1株当たり　2,200円）
権利行使期間	平成29年6月6日から 平成32年6月5日まで	平成29年6月6日から 平成32年6月5日まで
行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。	
割当先	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をドイツ銀行ロンドン支店に割当てた。	

（注）1．当社は、平成29年7月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整後の内容となっております。

2．第12回新株予約権の行使価額は、第12回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正され、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。第12回新株予約権の下限行使価額は1,237円、上限行使価額はありません。第13回乃至第15回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。なお、第12回新株予約権の下限行使価額は平成29年5月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同水準に設定されていることから、本新株予約権の行使は全て発行決議日の直前取引日の終値よりも高い水準でのみ行われることとなります。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村壮秀	
取締役副社長ＣＦＯ	豊増貴久	
取締役	瀧口和宏	ReFUEL4 Pte. LTD. CEO
取締役	太田彩子	株式会社ベレフェクト代表取締役 一般社団法人　営業部女子課の会 代表理事
常勤監査役	小副川俊朗	
監査役	原田潤	あおばアドバイザーズ株式会社 代表取締役
監査役	大村健	フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士 パイプドＨＤ株式会社社外監査役 ユナイテッド株式会社社外監査役 株式会社レアジョブ社外取締役 株式会社イグニス社外取締役

（注）１．取締役太田彩子氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役小副川俊朗氏、監査役原田潤氏及び大村健氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役小副川俊朗氏は、経営者及び社外監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
４．監査役原田潤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役大村健氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。
６．当社は、太田彩子氏、小副川俊朗氏、原田潤氏、大村健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (2)	60,981千円 (4,200千円)
監査役 （うち社外監査役）	4 (4)	13,050千円 (13,050千円)
合計 （うち社外役員）	12 (6)	74,031千円 (17,250千円)

（注）1．上記には、平成29年３月28日をもって退任した取締役４名（うち社外取締役１名）及び監査役１名（うち社外監査役１名）を含んでおります。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．取締役の報酬限度額は、平成25年３月29日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成25年３月29日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ．取締役太田彩子氏は、株式会社ベレフェクトの代表取締役を兼務しております。また、一般社団法人　営業部女子課の会の代表理事を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．監査役原田潤氏は、あおばアドバイザーズ株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ．監査役大村健氏は、フォーサイト総合法律事務所の代表パートナーを兼務しております。また、パイプドＨＤ株式会社及びユナイテッド株式会社の社外監査役、株式会社レアジョブ及び株式会社イグニスの社外取締役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役　太田彩子	平成29年３月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、主に営業職の教育や女性活躍推進の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役　小副川俊朗	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監督し、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役　原田潤	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　大村健	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に企業法務・会社法等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任 あずさ監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

（注）1．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積の算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑷ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

⑸ **子会社における会計監査人の状況**

当社の重要な子会社であるReFUEL4 Pte. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

6．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴　当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、当社並びに子会社の取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

②コーポレート本部を通報窓口とする体制を構築し、「内部通報規程」に基づき、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

③監査役は、公正普遍の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。

④内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。

⑤反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらを閲覧できる。

②企業機密情報については、「文書管理規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。

⑶　当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業集団としての損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、コーポレート本部が主幹部署となり、各部門並びに子会社との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として全社的な対策を検討する。

⑷　当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月１回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

②各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

③子会社においては、事業、規模、企業集団における位置付け等を勘案の上、権限の委譲を行い、「関係会社管理規程」に基づき、迅速性及び効率性を確保するように監督する。

⑸　当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①取締役は、会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は、取締役の職務執行を監査する。

②監査役及び内部監査人は、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査・指導を行う。

③子会社の経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、企業集団として管理体制を構築、整備及び運用を行い、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項について事前協議を行う。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令等を受けない。かつ、取締役及び使用人は、監査役の職務を補助する使用人の職務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

⑺　当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社並びに子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。

②当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

③前号における監査役への報告及び内部通報制度による通報を行った者が、当該報告及び通報を理由として、人事上その他一切の点で、当社から不利益な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に明示する。また監査役は、当該報告及び通報を行った者の異動、人事評価及び懲戒に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

④財務報告に係る内部統制の状況や会計基準等について、監査役の説明の要望に応じて当社並びに子会社の取締役及び使用人が適切に対応できる体制を整備する。

⑻　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会等重要な会議への参加のほか、内部統制の実効性に関する監査や内部監査への立ち会い及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、監査の充実を図る。また、監査役同士の情報交換を行い、監査機能の一層の充実を図る。

②当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

⑴　取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を14回開催しております。

⑵　監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等重要な会議への出席や代表取締役及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

⑶　コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、役員及び従業員に対して、会議体等での定期的な教育を実施しております。

⑷　反社会的勢力排除に向けた対応については、弁護士等と連携し、組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

⑸　財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する計画書に基づき、内部統制評価を実施しております。

連結貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**2,058,810**	**流動負債**	**952,771**
現金及び預金	1,244,257	買掛金	419,488
受取手形及び売掛金	688,402	1年内返済予定の長期借入金	226,954
仕掛品	4,343	未払金	39,081
前払費用	24,290	未払費用	30,774
繰延税金資産	17,607	未払法人税等	104,470
その他	92,903	未払消費税等	27,818
貸倒引当金	△12,992	前受金	54,875
固定資産	**1,241,343**	ポイント引当金	6,901
有形固定資産	**47,967**	その他	42,407
建物	35,850	**固定負債**	**550,350**
工具、器具及び備品	12,116	長期借入金	548,667
無形固定資産	**55,746**	繰延税金負債	1,683
ソフトウエア	53,175	**負債合計**	**1,503,122**
その他	2,571	**（純資産の部）**	
投資その他の資産	**1,137,628**	**株主資本**	**1,768,782**
投資有価証券	1,053,995	**資本金**	**823,322**
差入保証金	83,633	**資本剰余金**	**807,642**
破産更生債権等	1,927	**利益剰余金**	**149,733**
その他	5,520	**自己株式**	**△11,915**
貸倒引当金	△7,447	**その他の包括利益累計額**	**23,296**
		その他有価証券評価差額金	12,646
		為替換算調整勘定	10,650
		新株予約権	**4,953**
		純資産合計	**1,797,031**
資産合計	**3,300,154**	**負債純資産合計**	**3,300,154**

連結損益計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,606,774**
売上原価		**3,943,519**
売上総利益		**1,663,254**
販売費及び一般管理費		**1,720,699**
営業損失		**57,445**
営業外収益		
受取利息	154	
受取配当金	336	
その他	1,838	2,328
営業外費用		
支払利息	5,924	
株式交付費	1,589	
為替差損	17,211	
投資事業組合運用損	637	
持分法による投資損失	63,214	
その他	6,755	95,332
経常損失		**150,449**
特別利益		
新株予約権戻入益	26	
株式交換差益	263,738	
持分変動利益	6,222	269,986
特別損失		
投資有価証券評価損	12,088	12,088
税金等調整前当期純利益		**107,448**
法人税、住民税及び事業税	104,315	
法人税等調整額	4,708	109,023
当期純損失		**1,575**
親会社株主に帰属する当期純損失		**1,575**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	612,034	584,034	151,309	△11,915	1,335,461
当期変動額					
新株の発行	211,288	223,608			434,896
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,575		△1,575
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	211,288	223,608	△1,575	－	433,320
当期末残高	823,322	807,642	149,733	△11,915	1,768,782

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,254	8,249	12,504	355	1,348,320
当期変動額					
新株の発行					434,896
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△1,575
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,391	2,400	10,791	4,598	15,389
当期変動額合計	8,391	2,400	10,791	4,598	448,710
当期末残高	12,646	10,650	23,296	4,953	1,797,031

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	ReFUEL4 Pte. LTD.

主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	Allied Tech Base Co.,Ltd. ReFUEL4 Inc. LEVEL4 SOLUTIONS Inc. アライドアーキテクツ新株予約権信託

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵ 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数	2社
関連会社の名称	株式会社FLASHPARK Vstar Japan株式会社

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称	Allied Tech Base Co.,Ltd. ReFUEL4 Inc. LEVEL4 SOLUTIONS Inc. アライドアーキテクツ新株予約権信託

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶ 事業年度等に関する事項

連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ．デリバティブ　　時価法

ハ．たな卸資産

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～15年

工具、器具及び備品　３～15年

ロ．無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

③　重要な繰延資産の処理方法

株式交付費　　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

④　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．ポイント引当金　　販売促進を目的とし、顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。

⑤　重要な外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。なお、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計方針の変更

該当事項はありません。

3．追加情報に関する注記

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　82,609千円

5．連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,407,000株	9,502,500株	－株	13,909,500株

（変動理由の概要）

株式分割による増加　　8,814,000株

新株予約権の権利行使による増加　　688,500株

（注）当社は、平成29年７月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。

⑵　自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,848株	15,696株	－株	23,544株

（変動理由の概要）

株式分割による増加　　15,696株

（注）当社は、平成29年７月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。

⑶　剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

⑷　当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
第3回新株予約権	普通株式	48,000株	－
第7回新株予約権	普通株式	18,000株	－
第8回新株予約権	普通株式	111,000株	－
第9回新株予約権	普通株式	424,500株	141千円
第10回新株予約権	普通株式	604,200株	201千円
第12回新株予約権	普通株式	300,000株	752千円
第13回新株予約権	普通株式	600,000株	1,060千円
第14回新株予約権	普通株式	600,000株	582千円
第15回新株予約権	普通株式	600,000株	160千円

（注）１．権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。
２．当社は、平成25年８月14日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。
３．当社は、平成29年７月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。

７．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針でありますが、一部を銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避するため利用し、投機目的による取引は行わない方針としております。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

（ⅰ）営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

（ⅱ）差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

（ⅲ）投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し取引先との関係を勘案して継続的に所有銘柄を見直しております。

（ⅳ）営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、その全てが１年以内の支払期日であります。

（ⅴ）借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

（ⅰ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

（ⅱ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	1,244,257千円	1,244,257千円	－千円
⑵ 受取手形及び売掛金	688,402		
貸倒引当金（※１）	△12,992		
	675,409	675,409	－
⑶ 投資有価証券			
その他有価証券	202,400	202,400	－
⑷ 差入保証金	83,633	84,053	419
⑸ 破産更生債権等	1,927		
貸倒引当金（※１）	△1,927		
	－	－	－
資産計	2,205,700	2,206,119	419
⑹ 買掛金	419,488	419,488	－
⑺ 未払金	39,081	39,081	－
⑻ 未払費用	30,774	30,774	－
⑼ 未払法人税等	104,470	104,470	－
⑽ 未払消費税等	27,818	27,818	－
⑾ 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	775,621	774,115	△1,505
負債計	1,397,254	1,395,748	△1,505
デリバティブ取引（※2）	(3,888)	(3,888)	－

（※1）受取手形及び売掛金、破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資産

⑴現金及び預金、⑵受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっております。

なお、有価証券は、その他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	196,450	202,400	5,949
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
合計		196,450	202,400	5,949

⑷差入保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

⑸破産更生債権等

回収予定額及び回収時期が見込めないため、100％引当済みである貸倒引当金を控除することにより算定しております。

負債

⑹買掛金、⑺未払金、⑻未払費用、⑼未払法人税等、⑽未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑾長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	233,765千円
非上場株式	617,829千円

※　市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,244,257	－	－	－
受取手形及び売掛金	688,402	－	－	－
差入保証金	－	－	83,633	－
合計	1,932,659	－	83,633	－

(※)破産更生債権等は回収時期を合理的に見積もることが困難であるため、記載しておりません。

4．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	226,954	214,888	189,588	144,191	－	－
合計	226,954	214,888	189,588	144,191	－	－

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　129円06銭

(2) 1株当たり当期純損失　0円12銭

(注)当社は、平成29年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．企業結合に関する注記

(事業分離)

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社大都

② 分離した事業の内容

「GreenSnap」運営事業

③ 事業分離を行った主な理由

「GreenSnap」は、グリーンインテリア／ガーデニングの愛好家を中心に大規模なコミュニティをWEB／アプリ上に展開する植物特化型の写真投稿SNSプラットフォームです。平成26年のサービス開始以来、これまでに計65万枚以上の写真がユーザーによって投稿されています。植物の写真を介したユーザー同士の交流を生み出す基本機能に加え、画像解析技術を活用したカメラ機能など多彩なサービスを展開し、平成28年にはGoogle社が主催するGoogle Playのアプリアワードで「ベストデザインアプリ部門」に選出されるなど、国内アプリ市場においても高い評価を獲得しています。

この度、「GreenSnap」運営事業の承継先となる株式会社大都（以下「大都」）は、DIYに特化したEC事業やメディア事業などを展開し、BtoCでのDIY通販において国内ナンバーワンの実績を持ちます。また、DIYメーカー企業や住関連企業などと強い繋がりを持ち、DIY市場において長年にわたり強固な事業基盤と実績を築いています。

グリーンインテリア／ガーデニングの領域はDIY市場や住関連市場と高い親和性を持つことから、「GreenSnap」の大規模なメディア・コミュニティと、大都の有する豊富な実績やネットワークを融合させることにより、DIY市場やグリーンインテリア／ガーデニング領域はもちろんのこと、今後成長する住関連市場へのビジネス領域の拡大が可能となります。

大都においては今後、「GreenSnap」のサービスを通じて新規ユーザーを女性層や若年層にも拡大できるほか、「GreenSnap」というメディア・コミュニティ展開で蓄積したノウハウや経験を活用することでサービス領域がさらに拡大できるなど、各事業の一層の強化と収益向上が見込めます。また、当社においても、大都が強みを持つDIY市場や住関連市場に向けたSNSマーケティングソリューションを展開することで新規顧客の獲得及び収益の拡大が見込めるため、両社がWin-Winの関係を構築できるという共通認識に至り、本会社分割を経た後、本株式交換を行うことといたしました。

④　事業分離日

平成29年５月９日

⑤　法的形式を含む取引の概要

（ⅰ）会社分割の方法

当社を分割会社とし、GreenSnap株式会社（以下「GreenSnap社」）に事業を承継させる簡易新設分割であります。

（ⅱ）株式交換の方法

大都を株式交換完全親会社とし、GreenSnap社を株式交換完全子会社とする株式交換であります。なお、当社は、本株式交換により、大都株式の10.0%を取得しております。

⑵　実施した会計処理の概要

①　移転損益の金額

263,738千円

②　移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内容

流動資産　　5,000千円

③　会計処理

移転した「GreenSnap」運営事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業にかかる株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

⑶　当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	10,180千円
営業損失	18,090千円

１１．その他の注記

特記事項はありません。

貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**2,119,140**	**流動負債**	**680,319**
現金及び預金	1,038,638	買掛金	153,409
受取手形	21,587	1年内返済予定の長期借入金	226,954
売掛金	564,290	未払金	43,451
電子記録債権	7,723	未払費用	21,251
仕掛品	4,343	未払法人税等	104,470
立替金	211,499	未払消費税等	29,943
前払費用	24,290	前受金	54,762
繰延税金資産	17,607	ポイント引当金	6,901
短期貸付金	226,000	その他	39,174
前渡金	6,770	**固定負債**	**550,350**
その他	7,577	長期借入金	548,667
貸倒引当金	△11,187	繰延税金負債	1,683
固定資産	**1,352,602**	**負債合計**	**1,230,669**
有形固定資産	**44,677**	**（純資産の部）**	
建物	35,850	**株主資本**	**2,223,473**
工具、器具及び備品	8,826	**資本金**	**823,322**
無形固定資産	**55,746**	**資本剰余金**	**795,322**
ソフトウエア	53,175	資本準備金	795,322
その他	2,571	**利益剰余金**	**616,745**
投資その他の資産	**1,252,178**	その他利益剰余金	616,745
投資有価証券	820,229	繰越利益剰余金	616,745
関係会社株式	348,315	**自己株式**	**△11,915**
差入保証金	83,633	**評価・換算差額等**	**12,646**
破産更生債権等	1,927	その他有価証券評価差額金	12,646
長期貸付金	5,520	**新株予約権**	**4,953**
貸倒引当金	△7,447	**純資産合計**	**2,241,073**
資産合計	**3,471,743**	**負債純資産合計**	**3,471,743**

損　益　計　算　書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**3,053,839**
売上原価		**1,726,597**
売上総利益		**1,327,242**
販売費及び一般管理費		**1,183,536**
営業利益		**143,706**
営業外収益		
受取利息	2,312	
受取配当金	336	
その他	1,749	4,397
営業外費用		
支払利息	5,924	
株式交付費	1,589	
新株予約権発行費	6,739	
為替差損	13,506	
投資事業組合運用損	637	28,397
経常利益		**119,706**
特別利益		
新株予約権戻入益	26	
株式交換差益	263,738	263,764
特別損失		
投資有価証券評価損	12,088	12,088
税引前当期純利益		**371,382**
法人税、住民税及び事業税	104,137	
法人税等調整額	4,708	108,846
当期純利益		**262,536**

株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	612,034	584,034	584,034	354,209	354,209	△11,915	1,538,361
当期変動額							
新株の発行	211,288	211,288	211,288				422,576
当期純利益				262,536	262,536		262,536
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	211,288	211,288	211,288	262,536	262,536	－	685,112
当期末残高	823,322	795,322	795,322	616,745	616,745	△11,915	2,223,473

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,254	4,254	355	1,542,971
当期変動額				
新株の発行				422,576
当期純利益				262,536
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,392	8,392	4,598	12,990
当期変動額合計	8,392	8,392	4,598	698,102
当期末残高	12,646	12,646	4,953	2,241,073

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

ⅰ　関係会社株式　　移動平均法による原価法

ⅱ　その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②　デリバティブ　　時価法

③　たな卸資産

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～15年

工具、器具及び備品　３～15年

②　無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

⑶　繰延資産の処理方法

・株式交付費　　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

⑷　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金　販売促進を目的とし、顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。

⑸ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計方針の変更

該当事項はありません。

3．追加情報に関する注記

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

詳細につきましては、連結注記表「3．追加情報に関する注記」をご覧ください。

4．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　78,370千円

⑵ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　500,600千円

短期金銭債務　15,940千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　25,382千円

売上原価、販売費及び一般管理費　42,373千円

営業取引以外の取引高　2,249千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,848株	15,696株	－株	23,544株

（変動理由の概要）

株式分割による増加　15,696株

（注）当社は、平成29年７月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	11,058千円
減価償却費	6,686千円
資産除去債務	2,514千円
貸倒引当金	5,732千円
ポイント引当金	2,129千円
投資有価証券評価損	14,351千円
未払事業所税	966千円
繰延税金資産小計	43,440千円
評価性引当額	△21,936千円
繰延税金資産合計	21,504千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,581千円
繰延税金負債合計	5,581千円
繰延税金資産の純額	15,923千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.86%
(調整)	
住民税均等割	0.62%
交際費等永久に損金に算入されない額	0.30%
評価性引当額の増減	△0.96%
所得拡大促進税制に係る税額控除	△2.16%
その他	0.66%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.31%

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	ＲｅＦＵＥＬ４Ｐｔｅ．ＬＴＤ．	SNS関連アドテクノロジー事業等	所有直接98.7%	資金の貸付開発業務の受託役員の兼任	資金の貸付（注１） 利息の受取（注１）	226,000 2,249	短期貸付金 その他の流動資産	226,000 4,520
					費用の立替経費の立替	1,883,664	立替金	202,495
					システム開発受託（注２）	11,250	売掛金	45,350

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

１．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．市場価格を勘案して一般取引と同様の条件によっております。

9．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　161円03銭

⑵　１株当たり当期純利益　19円33銭

（注）当社は、平成29年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該分割が行われたものと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

１０．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

１１．その他の注記

特記事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年３月７日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森田　亨　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小出　健治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アライドアーキテクツ株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年３月７日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森田　亨　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小出　健治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アライドアーキテクツ株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年３月９日

アライドアーキテクツ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小副川　俊　朗　㊞

社　外　監　査　役　原　田　　潤　㊞

社　外　監　査　役　大　村　　健　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役を１名増員し、取締役５名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	中村壮秀 （昭和49年６月３日）	平成９年４月　住友商事株式会社入社 平成12年６月　株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン入社 平成16年７月　同社執行役員 平成17年８月　当社設立 代表取締役社長（現任）	5,151,500株
2	豊増貴久 （昭和49年11月13日）	平成９年４月　株式会社三和銀行（現　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成17年７月　楽天株式会社入社 平成23年１月　グリー株式会社入社 平成23年７月　株式会社ハ・ン・ド取締役 平成24年６月　ジープラ株式会社取締役 平成24年11月　ユナイテッド・シネマ株式会社入社 平成25年12月　同社取締役 平成27年２月　当社入社 平成27年３月　当社取締役 平成29年３月　当社取締役副社長 兼 マーケティング事業本部長 平成29年12月　当社取締役副社長CFO（現任）	67,100株
3	瀧口和宏 （昭和54年１月６日）	平成12年10月　株式会社グローバルダイニング入社 平成14年11月　株式会社インテリジェンス入社 平成17年８月　当社取締役 平成21年４月　株式会社セプテーニ入社 平成26年１月　当社入社 平成26年３月　Allied Asia Pacific Pte. LTD.（現　ReFUEL４ Pte. LTD.）Managing Director 平成27年３月　当社取締役（現任） 平成27年６月　ReFUEL４ Pte. LTD. CEO（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	太田彩子（おおたあやこ） （昭和50年9月12日）	平成13年６月　株式会社リクルート入社 平成18年９月　株式会社ベレフェクト設立 代表取締役（現任） 平成25年２月　一般社団法人 営業部女子課の 会設立　代表理事（現任） 平成25年６月　株式会社CDG 取締役 平成28年６月　平成28年度内閣府特命担当大 臣表彰「女性のチャレンジ賞」 受賞 平成29年３月　当社社外取締役（現任）	1,500株
5	※ 市川祐子（いちかわゆうこ） （昭和45年12月26日）	平成５年４月　日本電気株式会社入社 平成14年11月　NECエレクトロニクス （現　ルネサスエレクトロニ クス）株式会社入社 平成17年10月　楽天株式会社入社 平成28年６月　同社IR部長	300株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．太田彩子氏及び市川祐子氏は、社外取締役候補者であります。
４．⑴ 太田彩子氏は、大手企業での営業経験を得て起業し、営業職に従事する女性を支援する教育・研修事業を展開する中で培った豊富な知識と経験を有しております。このことから、当社のコーポレートガバナンス体制強化と女性活躍推進の見地から適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
⑵ 市川祐子氏は、大手IT企業のIR責任者として、IRチームの立ち上げや、資金調達及び東証第一部上場準備を経験するなど、IR及び財務活動等に関する豊富な知識と経験を有しております。このことから、当社のコーポレートガバナンス体制強化とIR及び財務活動等の見地から適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去において会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
５．太田彩子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
６．当社は、太田彩子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、市川祐子氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
７．当社は、太田彩子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、市川祐子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第２号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、PwC京都監査法人を会計監査人として選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がPwC京都監査法人を会計監査人の候補とした理由は、会計監査人としての独立性及び専門性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（平成29年12月31日現在）

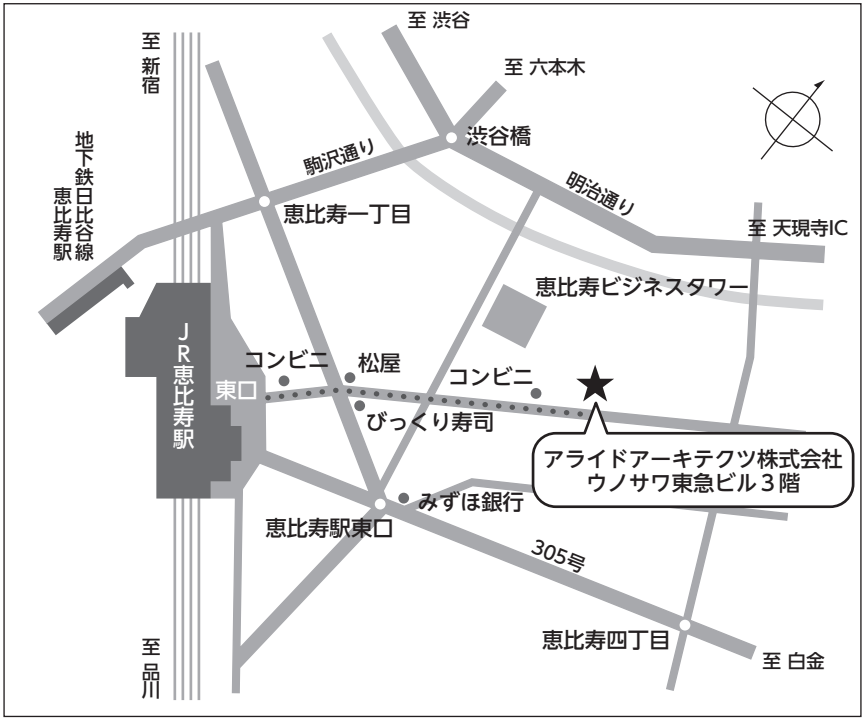
名　称	PwC京都監査法人		
事務所	主たる事務所 （京都）京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル 京都三井ビル７階 （東京）東京都港区浜松町二丁目４番１号 世界貿易センタービル５階		
沿　革	平成19年３月 京都監査法人　設立 平成25年３月 Pricewaterhouse Coopers Limitedのメンバーファームに加入		
概　要	出資金	305百万円	
	構成員	パートナー	26名
		公認会計士	90名
		公認会計士試験合格者	43名
		その他	115名
		合計	274名
	関与会社	会社法・金融商品取引法監査	41社
		会社法監査	89社
		金融商品取引法監査	１社
		その他	132社
		合計	263社

（注）平成28年12月１日より法人名を京都監査法人からPwC京都監査法人に変更しております。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 ウノサワ東急ビル３階
アライドアーキテクツ株式会社 本社会議室
電話番号　03-6408-2791



（会場への交通機関）
●ＪＲ「恵比寿駅」下車
東口改札（３階）より徒歩約３分
●東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車
①番出口より徒歩約５分